

指名停止等一覧表

(期間 令和2年1月1日～令和2年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
南北北海道林業総合事業協同組合	北海道檜山郡江差町字南が丘7番地289	令和2年2月4日	令和2年3月3日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局渡島森林管理署大関担当区において製品生産請負事業を執行中に、保安林協議が未実施である「327林班の小班」を保安林協議済みであると思い込み、土場の作設に支障となるトドマツ7本(実面積0.020ha)の誤伐を行ったため。
(有)カネキ鈴木造材	北海道旭川市忠和7条3丁目2番5号	令和2年3月13日	令和2年4月13日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局網走南部森林管理署52林班つ小班的立木公売物件において隣接する「52林班い小班」を伐区と誤認し、トドマツ外1本(実面積0.010ha)の誤伐を行ったため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。